

令和 8 年 2 月

# 市議会定例会提出議案説明書

総務部 総務課

## 提 出 議 案 件 数

1	議 案 .....	70 件
(1)	条 例 .....	24 件
		(制定4件、廃止1件、改正19件)
(2)	予 算 .....	31 件
		(補正10件、当初21件)
(3)	そ の 他 .....	8 件
①	工事請負契約の変更について .....	2 件
②	事業委託契約について .....	1 件
③	事業委託契約の変更について .....	1 件
④	財産取得について .....	1 件
⑤	市道路線の認定及び変更について .....	1 件
⑥	市道路線の廃止について .....	1 件
⑦	包括外部監査契約の締結に関する件について .....	1 件
(4)	人 事 .....	7 件 (追加提案予定)
①	常磐湯本財産区管理委員選任の同意を求めることについて .....	4 件
②	川部財産区管理委員選任の同意を求めることについて .....	2 件
③	澤渡財産区管理委員選任の同意を求めることについて .....	1 件
2	報 告 .....	2 件
①	専決処分の報告について	
②	債権放棄の報告について	

議案番号	第1号	所属部課名	総務部	人事課
案件名	いわき市職員倫理条例の制定について			
主な内容	<p>国家公務員倫理法第43条の規定に基づき、いわき市職員の職務に係る倫理の保持のために必要な措置を講ずるため、本条例を制定するもの。</p> <p>( 主 な 制 定 内 容 )</p> <p>1 贈与等の報告（第6条関係） 全職員を対象に、事業者等から贈与等を受けた場合又は人的役務に対する報酬の支払を受けた場合で、その利益又は報酬額が1件につき5,000円を超えるときは、四半期ごとに任命権者に報告しなければならない。</p> <p>2 倫理監督者（第8条関係） 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員の倫理を監督する者を置く。 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、任命権者の指示に従い、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うものとする。</p>			
摘要	(施行日 令和8年4月1日)			
要	<p>○ 倫理監督者 部等の長とする。</p>			

議案番号	第 2 号	所属部課名	総務部	人事課				
案 件 名	いわき市長の給与の特例に関する条例の制定について							
主 な 内 容	<p>職員の不祥事案により、行政への信頼を大きく失墜させたことに対する責任と、再発防止に向けた強い決意と姿勢を示し、市民の信頼回復を図る必要があることから、市政の最高責任者である市長の給料を減額するため、本条例を制定するもの。</p> <p>( 制 定 内 容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給料月額の特例</li> </ul> <p>「いわき市長等の給与に関する条例」の規定にかかわらず、市長の令和 8 年 4 月の給料月額を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本条例制定前の給料月額</th> <th>令和 8 年 4 月の給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 089, 000円</td> <td>980, 100円</td> </tr> </tbody> </table>				本条例制定前の給料月額	令和 8 年 4 月の給料月額	1, 089, 000円	980, 100円
本条例制定前の給料月額	令和 8 年 4 月の給料月額							
1, 089, 000円	980, 100円							
摘要	<p>( 施行日 令和 8 年 4 月 1 日 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給料月額から減じる額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料月額の 10 分の 1 に相当する額 (108, 900円)</li> </ul> </li> </ul>							

議案番号	第3号	所属部課名	総合政策部 構造改革・DX推進課																
案件名	いわき市アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について																		
主な内容	<p>国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえ、アナログ的な手法を前提とした規制について、デジタル技術を一層活用していく観点から所要の改正をするため、本条例を制定するもの。</p> <p style="text-align: center;">( 主 な 制 定 内 容 )</p> <p>1 改正する内容</p> <p>(1) いわき市下水道条例の一部改正（第1条関係） 下水道指定工事店の営業所ごとの排水設備工事責任技術者の専属義務を緩和し、兼務を可能とする。</p> <p>(2) いわき市駐車場条例の一部改正（第4条関係） 災害・工事等による駐車場の供用休止の告知について、掲示及びインターネットの利用等により公表する。</p> <p>2 改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわき市下水道条例</li> <li>・ いわき市都市公園条例</li> <li>・ いわき市民の消費生活を守る条例</li> <li>・ いわき市駐車場条例</li> <li>・ いわき市自転車等駐車場条例</li> <li>・ いわき市工場等立地促進条例</li> <li>・ いわき市市営住宅管理条例</li> <li>・ いわき市屋外広告物条例</li> <li>・ いわき市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例</li> <li>・ いわき市本社機能移転等事業者支援条例</li> </ul>																		
内 容	(施行日 令和8年4月1日)																		
摘要	<p>○ アナログ規制</p> <table> <tbody> <tr> <td>・ 目視規制</td> <td>現地において目視確認・調査等を求める規制</td> </tr> <tr> <td>・ 実地監査規制</td> <td>現地において実物等の検査を求める規制</td> </tr> <tr> <td>・ 定期検査・点検規制</td> <td>半年ごとなど一定の頻度で検査・報告を求める規制</td> </tr> <tr> <td>・ 常駐・専任規制</td> <td>現地に専属の者を常時駐在させることを求める規制</td> </tr> <tr> <td>・ 対面規制</td> <td>申請や講習等を対面で行うことを求める規制</td> </tr> <tr> <td>・ 書面掲示規制</td> <td>公告等を書面掲示することや署名・押印を求める規制</td> </tr> <tr> <td>・ 往訪閲覧・縦覧規制</td> <td>縦覧等のため公的機関への訪問が必要とされる規制</td> </tr> <tr> <td>・ 記録媒体規制</td> <td>フロッピーディスクや書面等の媒体に限定する規制</td> </tr> </tbody> </table>			・ 目視規制	現地において目視確認・調査等を求める規制	・ 実地監査規制	現地において実物等の検査を求める規制	・ 定期検査・点検規制	半年ごとなど一定の頻度で検査・報告を求める規制	・ 常駐・専任規制	現地に専属の者を常時駐在させることを求める規制	・ 対面規制	申請や講習等を対面で行うことを求める規制	・ 書面掲示規制	公告等を書面掲示することや署名・押印を求める規制	・ 往訪閲覧・縦覧規制	縦覧等のため公的機関への訪問が必要とされる規制	・ 記録媒体規制	フロッピーディスクや書面等の媒体に限定する規制
・ 目視規制	現地において目視確認・調査等を求める規制																		
・ 実地監査規制	現地において実物等の検査を求める規制																		
・ 定期検査・点検規制	半年ごとなど一定の頻度で検査・報告を求める規制																		
・ 常駐・専任規制	現地に専属の者を常時駐在させることを求める規制																		
・ 対面規制	申請や講習等を対面で行うことを求める規制																		
・ 書面掲示規制	公告等を書面掲示することや署名・押印を求める規制																		
・ 往訪閲覧・縦覧規制	縦覧等のため公的機関への訪問が必要とされる規制																		
・ 記録媒体規制	フロッピーディスクや書面等の媒体に限定する規制																		

議案番号	第4号	所属部課名	こどもみらい部 保育・幼稚園課
案 件 名	いわき市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について		
主 な 内 容	<p>令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により子ども・子育て支援法の一部が改正され、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について市町村の条例で定めることとされたことから、当該基準を定めるため、本条例を制定するもの。</p> <p>( 主 な 制 定 内 容 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用定員（第4条関係） 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員及び開所する日数や時間等を考慮し1月当たりの利用定員を定めるものとする。</li> <li>2 面談（第5条関係） 特定乳児等通園支援事業者は、利用の申込みを受け、特定乳児等通園支援を提供するときは、子ども及びその保護者の心身の状況並びに子どもの養育環境を把握するため、当該保護者と面談を行わなければならぬ。</li> <li>3 正当な理由のない提供拒否の禁止（第6条関係） 特定乳児等通園支援事業者は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</li> </ol> <p>(施行日 令和8年4月1日)</p>		
摘 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）           <p>保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象児童 0歳6か月以上満3歳未満</li> <li>・ 実施場所 保育所等</li> <li>・ 利用時間 1か月あたり10時間（上限）</li> <li>・ 利用料 1時間あたり300円程度（予定）</li> </ul> </li> <li>○ 特定乳児等通園支援事業者           <p>上記制度の実施にあたり、公費支給対象となるため、条例で定める基準に基づき市町村長の確認を受けた事業者</p> </li> </ul>		

議案番号	第 5 号	所属部課名	農林水産部 農業振興課
案 件 名	いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金条例及びいわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例の廃止について		
主 な 内 容	いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付事業について、利用者数の減少により事業を終了するため、条例を廃止するもの。		
(施行日 令和 8 年 4 月 1 日)			
摘要	<p>○ いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付事業 「いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金」により、市が肉用雌牛を購入して高齢者等に貸し付け、貸付期間満了時に当該牛の購入価格相当額を納付した場合等に借受人に譲渡するもの。</p>		
要			

議案番号	第6号	所属部課名	総務部	総務課				
案件名	いわき市情報公開条例の改正について							
主な内容	<p>情報公開を推進し、市政の透明性を高める観点から、行政情報の開示請求権者の範囲を拡大するとともに、適正な開示請求を求めるため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 主な改正内容 )</p> <p>1 請求権者の改正（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th><th>改 正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>次に掲げるものは、実施機関に対し、行政情報（第5号に掲げるものについては、そのものの有する利害関係に係る行政情報に限る。）の開示を請求することができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の区域内に住所を有する者</li> <li>(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体</li> <li>(3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</li> <li>(4) 市の区域内に存する学校に在学する者</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの</li> </ul> </td><td> <u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政情報の開示を請求することができる。</u> </td></tr> </tbody> </table> <p>2 適正な請求及び使用の改正（第4条関係）</p> <p>行政情報の開示を請求しようとするものは、条例の目的に即し、適正な請求に努めることとする規定を追加する。</p> <p>(施行日 令和8年4月1日)</p>				現 行	改 正	<u>次に掲げるものは、実施機関に対し、行政情報（第5号に掲げるものについては、そのものの有する利害関係に係る行政情報に限る。）の開示を請求することができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の区域内に住所を有する者</li> <li>(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体</li> <li>(3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</li> <li>(4) 市の区域内に存する学校に在学する者</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの</li> </ul>	<u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政情報の開示を請求することができる。</u>
現 行	改 正							
<u>次に掲げるものは、実施機関に対し、行政情報（第5号に掲げるものについては、そのものの有する利害関係に係る行政情報に限る。）の開示を請求することができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の区域内に住所を有する者</li> <li>(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体</li> <li>(3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</li> <li>(4) 市の区域内に存する学校に在学する者</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの</li> </ul>	<u>何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政情報の開示を請求することができる。</u>							
摘要								

議案番号	第7号	所属部課名	総務部	総務課
案件名	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について			
主な内容	<p>令和7年3月27日に公布された「いわき市ひとり親家庭等応援金支給条例」によりいわき市父子、母子福祉手当支給条例が廃止されることから、本条例で定める個人番号の利用範囲を変更するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 主な改正内容 )</p> <p>法によらない事務（別表第1（第3条関係））の表7の項を削除する。</p>			
摘要	(施行日 令和8年4月1日)			

議案番号	第8号	所属部課名	総務部	人事課
案件名	いわき市職員の給与に関する条例の改正について			

主 な 内 容	<p>職員の通勤手当については、これまで福島県に準じて改定してきており、福島県が当該手当を改定することから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">( 改 正 内 容 )</p> <p>1 改正する内容</p> <p>(1) 通勤手当の上限額の改正（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">現 行</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">改 正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>70,600円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額</td><td style="padding: 5px;"><u>77,000円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 駐車場等に係る手当の新設（第12条関係）</p> <p>自動車等を使用して通勤し、駐車場等の利用料金を負担することを常例とする職員を対象に、1箇月当たり5,000円を上限とする手当を新設する。</p> <p>2 改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわき市職員の退職手当に関する条例</li> <li>・ いわき市職員の分限に関する条例</li> <li>・ いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</li> <li>・ いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</li> </ul> <p style="text-align: center;">(施行日 令和8年4月1日)</p>	現 行	改 正	<u>70,600円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める額	<u>77,000円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める額	
現 行	改 正					
<u>70,600円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める額	<u>77,000円</u> を超えない範囲内で市長が規則で定める額					
<p>○ いわき市職員の給与の支給に関する規則</p> <p>通勤距離区分ごとの通勤手当額は、条例改正後、当該規則の改正により規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤手当月額の改正の例（最も該当者の多い通勤距離区分）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">距離区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">現 行</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">改 正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">6 km 以上 8 km 未満</td><td style="padding: 5px;">5,900円</td><td style="padding: 5px;">6,100円</td></tr> </tbody> </table>	距離区分	現 行	改 正	6 km 以上 8 km 未満	5,900円	6,100円
距離区分	現 行	改 正				
6 km 以上 8 km 未満	5,900円	6,100円				

摘 要	<p>○ いわき市職員の給与の支給に関する規則</p> <p>通勤距離区分ごとの通勤手当額は、条例改正後、当該規則の改正により規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤手当月額の改正の例（最も該当者の多い通勤距離区分）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">距離区分</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">現 行</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">改 正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">6 km 以上 8 km 未満</td><td style="padding: 5px;">5,900円</td><td style="padding: 5px;">6,100円</td></tr> </tbody> </table>	距離区分	現 行	改 正	6 km 以上 8 km 未満	5,900円	6,100円
距離区分	現 行	改 正					
6 km 以上 8 km 未満	5,900円	6,100円					

議案番号	第9号	所属部課名	総務部	人事課
案 件 名	いわき市職員等の旅費に関する条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和6年5月15日に国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正され、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するための見直し等が行われたことから、本市においても同様とする等のため、本条例の全部を改正するもの。</p> <p style="text-align: center;">( 主 な 改 正 内 容 )</p> <p>1 改正する内容</p> <p>(1) 旅費の計算等に係る規定の簡素化（第6条及び第8条-第20条関係） 旅行に要する実費を弁償するためのものとして、旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化する。</p> <p>(2) 旅費の支給対象の見直し（第2条、第3条及び第7条関係） 出張や勤務の実態に応じて、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする。また、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能とする。</p> <p>2 改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわき市職員等の旅費に関する条例</li> <li>・ いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</li> <li>・ いわき市長等の給与及び旅費に関する条例</li> <li>・ いわき市固定資産評価審査委員会条例</li> <li>・ いわき市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</li> <li>・ いわき市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例</li> <li>・ いわき市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例</li> <li>・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるいわき市職員の待遇等に関する条例</li> <li>・ いわき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例</li> </ul> <p style="text-align: center;">(施行日 令和8年4月1日)</p>			
摘要				

議案番号	第10号	所属部課名	財政部 施設マネジメント課
案件名	いわき市行政財産使用料条例の改正について		

行政財産使用料について、いわき市道路占用料条例に基づく市道の占用料の改定に準じて、同様に改定する等のため、所要の改正を行うもの。

( 主 な 改 正 内 容 )

○ 使用料の改正（別表（第2条関係）関係）

区 分	単 位	現 行	改 正
変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所を設置 するために使 用する場合	1 個につき 1 年	850円	1,000円
水道管、下水 道管、ガス管 その他これら に類する管類 を布設するた めに使用する 場合	長さ 1 m につき 1 年		
	外径が 0.07m 未満のもの	18円	22円
	外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの	26円	31円
	外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの	38円	46円
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの	51円	61円
	外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの	77円	92円
	外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの	100円	120円
	外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの	180円	220円
	外径が 0.7m 以上 1 m 未満のもの	260円	310円
	外径が 1 m 以上のもの	510円	610円
掲示板、広告 塔等を設置す るために使用 する場合	表示面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 年	870円	900円

(施行日 令和8年4月1日)

摘要	
----	--

議案番号	第11号	所属部課名	財政部	資産税課
案 件 名	いわき市税特別措置条例の改正について			
主 な 内 容	<p>国の同意を受けた福島県いわき地域基本計画に定められた地域経済牽引事業促進区域において、当該計画に定められた事業の用に供する施設等を設置した者について、固定資産税の課税免除を行うため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対する課税免除の追加(第2条及び第6条関係) 事業計画について福島県知事の承認を受けた事業者が、その事業の用に供する施設等を令和10年3月31日までに新增設した際に、当該固定資産税が課された年度から3か年度分の課税を免除する。</li> </ul> <p>(施行日 令和8年4月1日)</p>			
摘 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域経済牽引事業計画 福島県いわき地域基本計画に基づき事業者が作成する、事業の適合性や実施期間、付加価値の創出等を明示した事業計画で、福島県知事の承認を受けたもの。</li> <li>○ 福島県いわき地域基本計画 地域経済牽引事業促進区域や経済的効果に関する目標等について、福島県及びいわき市が作成し、経済産業大臣の同意を得たもの。</li> </ul>			

議案番号	第12号	所属部課名	市民協働部	地域振興課
案件名	いわき市集会所条例の改正について			

主 な 内 容	<p>地域集会施設の所有管理の一元化と費用負担の公平化を図るため、地区的同意のもと、市立集会所については管理運営主体である自治会等への無償譲渡又は廃止することとしており、自治会等において譲渡を受けるとの意向を確認した4集会所について自治会等に譲渡することから、公の施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>○ 用途廃止する集会所の削除（別表（第2条関係）関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき市折戸集会所</td><td>いわき市江名字中作17番地の1</td></tr> <tr> <td>いわき市根小屋集会所</td><td>いわき市植田町根小屋59番地の1</td></tr> <tr> <td>いわき市本町集会所</td><td>いわき市四倉町字西三丁目13番地の1</td></tr> <tr> <td>いわき市折松集会所</td><td>いわき市遠野町上根本字折松85番地の1</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	いわき市折戸集会所	いわき市江名字中作17番地の1	いわき市根小屋集会所	いわき市植田町根小屋59番地の1	いわき市本町集会所	いわき市四倉町字西三丁目13番地の1	いわき市折松集会所	いわき市遠野町上根本字折松85番地の1
名 称	位 置										
いわき市折戸集会所	いわき市江名字中作17番地の1										
いわき市根小屋集会所	いわき市植田町根小屋59番地の1										
いわき市本町集会所	いわき市四倉町字西三丁目13番地の1										
いわき市折松集会所	いわき市遠野町上根本字折松85番地の1										
(施行日 令和8年4月1日)											

摘 要	<p>○ 折戸集会所外3施設の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>構 造</th><th>延 床 面 積</th><th>建 設 年 度</th><th>管 理 運 営 主 体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>折戸集会所</td><td>木造平屋建</td><td>99.57 m<sup>2</sup></td><td>平成26年度</td><td>折戸区</td></tr> <tr> <td>根小屋集会所</td><td>鉄骨造平屋建</td><td>96.47 m<sup>2</sup></td><td>昭和57年度</td><td>根小屋町内会</td></tr> <tr> <td>本町集会所</td><td>木造平屋建</td><td>136.63 m<sup>2</sup></td><td>平成26年度</td><td>本町集会所運営委員会</td></tr> <tr> <td>折松集会所</td><td>木造平屋建</td><td>53.82 m<sup>2</sup></td><td>平成26年度</td><td>折松区</td></tr> </tbody> </table>					名 称	構 造	延 床 面 積	建 設 年 度	管 理 運 営 主 体	折戸集会所	木造平屋建	99.57 m <sup>2</sup>	平成26年度	折戸区	根小屋集会所	鉄骨造平屋建	96.47 m <sup>2</sup>	昭和57年度	根小屋町内会	本町集会所	木造平屋建	136.63 m <sup>2</sup>	平成26年度	本町集会所運営委員会	折松集会所	木造平屋建	53.82 m <sup>2</sup>	平成26年度	折松区
名 称	構 造	延 床 面 積	建 設 年 度	管 理 運 営 主 体																										
折戸集会所	木造平屋建	99.57 m <sup>2</sup>	平成26年度	折戸区																										
根小屋集会所	鉄骨造平屋建	96.47 m <sup>2</sup>	昭和57年度	根小屋町内会																										
本町集会所	木造平屋建	136.63 m <sup>2</sup>	平成26年度	本町集会所運営委員会																										
折松集会所	木造平屋建	53.82 m <sup>2</sup>	平成26年度	折松区																										

議案番号	第13号	所属部課名	市民協働部	国保年金課
案件名	いわき市国民健康保険税条例の改正について			
主な内容	<p>令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、子ども・子育て支援法の一部が改正され、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帶の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設されることから、当該制度を支える支援金として「子ども・子育て支援納付金課税額」を規定するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>1 課税区分の追加（第2条関係） 国民健康保険税を構成する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加する。</p> <p>2 課税額の税率等の追加（第2条及び第5条関係） 世帯主及び国民健康保険の被保険者の所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合計額に、18歳以上均等割額を加算した額とする。</p>			

区 分	税額・税率
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に0.28%を乗じた額
均等割額 被保険者1人につき	1,200円
18歳以上均等割額（加算）	100円
平等割額 下記以外の世帯	800円
特定世帯	400円
特定継続世帯	600円

## 3 減額措置の追加（第17条関係）

## (1) 低所得世帯に対する軽減

区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割額 被保険者1人につき	840円	600円	240円
18歳以上均等割額（加算）	70円	50円	20円
平等割額	下記以外の世帯	560円	400円
	特定世帯	280円	200円
	特定継続世帯	420円	300円
			120円

※ 表中の金額は、減じる額

## (2) 未就学児の被保険者に対する軽減

区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
均等割額 被保険者1人につき	180円	300円	480円	600円

※ 表中の金額は、軽減後の額

## (3) 出産被保険者がいる場合の軽減

出産予定または出産した被保険者の産前産後期間に属する月の所得割額、均等割額及び18歳以上均等割額を軽減する。

## (4) 18歳未満被保険者がいる場合の軽減

18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの者）に係る均等割額を軽減（10割）する。

（施行日 令和8年4月1日）

## ○ 18歳以上均等割額

18歳未満の被保険者に係る均等割額の軽減（10割）を負担する仕組みとして、18歳以上の被保険者1人につき、100円を加算するもの。

## ○ 特定世帯・特定継続世帯

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険加入者が1人となった世帯が「特定世帯」で、5年間、平等割額が2分の1軽減される。

5年経過後は、3年間「特定継続世帯」として、平等割額が4分の1軽減される。

議案番号	第14号	所属部課名	生活環境部 環境企画課
案 件 名	いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例の改正について		
主 な 内 容	<p>令和7年6月11日に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部が改正され、本条例で引用している同法の題名が改められることから、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>条例（第8条関係）で引用している法の題名の改正に伴い、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。</p>		
摘要	(施行日 令和8年4月1日)		
要			

議案番号	第15号	所属部課名	生活環境部	経営企画課
案件名	いわき市農業集落排水処理施設条例の改正について			

主 な 内 容	<p>本市の農業集落排水事業について、近年の物価及び人件費の高騰を踏まえ、安定的で持続可能な事業経営を図る観点から、農業集落排水処理施設使用料を引き上げるため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本料及び人員割料の改正（別表第2（第9条関係）関係）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>現行</th><th>改正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料</td><td>1家庭又は1事務所等</td><td>2,170円</td><td>3,220円</td></tr> <tr> <td>人員割料</td><td>使用者1人</td><td>440円</td><td>640円</td></tr> </tbody> </table>				区分	単位	現行	改正	基本料	1家庭又は1事務所等	2,170円	3,220円	人員割料	使用者1人	440円	640円
区分	単位	現行	改正													
基本料	1家庭又は1事務所等	2,170円	3,220円													
人員割料	使用者1人	440円	640円													
(施行日 令和8年6月1日)																

摘要	
----	--

議案番号	第16号	所属部課名	保健福祉部 障がい福祉課
案件名	いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の改正について		

主 な 内 容	<p>地域生活支援事業における「日常生活用具給付等事業」のストーマ装具の給付又は貸与に係る手数料について、利用者の負担軽減を図る観点から基準額の見直しを行うため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常生活用具給付事業（別表第1（第4条関係）関係）           <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">日常生活用具</th><th>現 行</th><th>改 正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排せつ管理</td><td>ストーマ装具（尿路系）</td><td>11,300円</td><td>12,000円</td></tr> <tr> <td>支援用具</td><td>ストーマ装具（消化器系）</td><td>8,600円</td><td>9,000円</td></tr> </tbody> </table> </li> </ul> <p>(施行日 令和8年10月1日)</p>	日常生活用具		現 行	改 正	排せつ管理	ストーマ装具（尿路系）	11,300円	12,000円	支援用具	ストーマ装具（消化器系）	8,600円	9,000円
日常生活用具		現 行	改 正										
排せつ管理	ストーマ装具（尿路系）	11,300円	12,000円										
支援用具	ストーマ装具（消化器系）	8,600円	9,000円										
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活支援事業 市町村が、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業</li> <li>○ ストーマ装具 腸や尿管の一部を体の外に出して造設した人工肛門や人工膀胱から排出される便や尿を一時的に体外で受けるための器具</li> </ul>													

議案番号	第17号	所属部課名	保健福祉部	保健所総務課
案件名	いわき市保健衛生関係手数料条例の改正について			
主な内容	<p>令和7年5月21日に公布された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正され、本条例で引用している同法の条項に移動が生じることから、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改正内容 )</p> <p>別表（第2条関係）で引用する法律の条項を改める。</p>			
摘要	(施行日 令和8年5月1日)			
要				

議案番号	第18号	所属部課名	教育委員会	学校支援課				
案 件 名	いわき市立小学校及び中学校条例の改正について							
主 な 内 容	<p>いわき市立久之浜第二小学校について、在校生が卒業する令和9年度末に廃止する方針を決定したことに伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>○ 廃止する小学校の削除（別表（第2条関係）関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき市立久之浜第二小学校</td> <td>いわき市大久町大久字矢ノ目沢2番地の1</td> </tr> </tbody> </table>				名 称	位 置	いわき市立久之浜第二小学校	いわき市大久町大久字矢ノ目沢2番地の1
名 称	位 置							
いわき市立久之浜第二小学校	いわき市大久町大久字矢ノ目沢2番地の1							
（施行日 令和10年4月1日）								
摘要	<p>○ 久之浜第二小学校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構 造 鉄筋コンクリート造</li> <li>・ 延床面積 1,622m<sup>2</sup></li> <li>・ 建築年度 昭和40年度</li> <li>・ 現児童数 6年生：2名 4年生：3名 計5名</li> </ul>							

議案番号	第19号	所属部課名	こどもみらい部 保育・幼稚園課
案 件 名	いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について		
主 な 内 容	<p>令和7年11月14日に公布された「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 主 な 改 正 内 容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳児等通園支援事業所内部の規程の改正（第17条関係） 乳児等通園支援事業者が定めておかなければならぬ乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程のうち、利用定員について、乳児及び幼児の区分ごとに定めるとした規定を削除する。</li> </ul>		
	(施行日 令和8年4月1日)		
摘 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） 保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象児童 0歳6か月以上満3歳未満</li> <li>・ 実施場所 保育所等</li> <li>・ 利用時間 1か月あたり10時間（上限）</li> <li>・ 利用料 1時間あたり300円程度（予定）</li> </ul> </li> </ul>		

議案番号	第 2 0 号	所属部課名	保健福祉部 高齢福祉課						
案 件 名	いわき市敬老祝金支給条例の改正について								
主 な 内 容	<p>敬老祝金について、高齢者の複雑多様化する行政課題にきめ細やかに対応するとともに、限られた財源の配分を見直すため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>○ 祝金の額の改正（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88歳の者</td> <td>50,000円（年額）</td> <td>30,000円（年額）</td> </tr> </tbody> </table>			対象者	現 行	改 正	88歳の者	50,000円（年額）	30,000円（年額）
対象者	現 行	改 正							
88歳の者	50,000円（年額）	30,000円（年額）							
（施行日 令和8年4月1日）									
摘要	<p>○ 敬老祝金</p> <p>本市に住所を有する高齢者に祝金を支給し、敬老の意を表すと共に福祉の増進を図るもの。</p> <p>1 米寿祝金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給人数 1,943人（令和6年度実績）</li> <li>・ 支給総額 97,150,000円（令和6年度実績）</li> </ul> <p>2 百歳祝金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額 年額200,000円</li> <li>・ 支給人数 114人（令和6年度実績）</li> <li>・ 支給総額 22,800,000円（令和6年度実績）</li> </ul>								

議案番号	第21号	所属部課名	農林水産部	卸売市場
案 件 名	いわき市中央卸売市場業務条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和7年6月18日に公布された「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」により卸売市場法の一部が改正され、業務規程において指定飲食料品等の品目、コスト指標の公表について定めることが義務付けられることに伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 主 な 改 正 内 容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品等持続的供給法に係る公表の追加（第37条の2関係） 市長がインターネットやその他適切な方法により、次の事項を公表する規定を追加する。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱品目のうち食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等</li> <li>2 指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標（コスト指標）</li> </ol> </li> </ul> <p>(施行日 令和8年4月1日)</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品等持続的供給法 食料の安定供給と食品産業の持続的発展を目指し、生産から消費までの各段階で合理的な費用を考慮した価格形成と取引の適正化を推進する法律（正式名称：食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律）</li> <li>○ 指定飲食料品等 農林水産大臣が指定する、飲食料品及びその原料又は材料として使用されるものであって、取引においてコスト（光熱費、輸送費など）を認識しにくいもの。</li> <li>○ コスト指標 生産から販売に至る各段階の持続的な供給に要するコストの積み上げにより算出したもの。</li> </ul>			

議案番号	第22号	所属部課名	産業振興部	産業みらい課															
案件名	いわき市工場等立地促進条例の改正について																		
	<p>製造業等における労働力不足や設備投資の動向等の社会経済情勢の変化を踏まえ、工場等立地奨励金の制度を見直すため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">( 主な改正内容 )</p> <p>1 工場等立地奨励金の区分の名称の改正（第3条関係）</p> <p>本市産業を牽引する事業活動を支援するため、投下固定資産総額が一定額以上の工場等の新增設を対象に、大規模投資奨励金を新設する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">現 行</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">新設奨励金</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">新增設奨励金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">増設奨励金</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">特定新設奨励金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">特定新設奨励金</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">大規模投資奨励金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">—</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">大規模投資奨励金</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 用地取得等の期間延長（別表（第3条関係）関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">現 行</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">令和8年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">令和13年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新増設奨励金及び特定新設奨励金の雇用要件の改正（別表（第3条関係）関係）</p> <p>これまで操業開始から1年を経過するまで常時雇用が要件とされていたが、製造現場の労働力不足及び生産効率性の向上を踏まえ、操業開始1年前を基準に操業開始日及び操業開始1年後時点において減員がなければ交付対象となるよう雇用要件を引き下げる改正を行う。</p> <p>4 交付要件及び交付額の改正（別表（第3条関係）関係）</p> <p>(1) 新増設奨励金</p> <p>市内に工場等を新增設する交付要件を満たす事業者に、投下固定資産に係る奨励金を交付するもの。また、増加従業員数に加え市内発注率を勘案し交付率及び交付限度額を決定するよう改正を行う。</p>	現 行	改 正	新設奨励金	新增設奨励金	増設奨励金	特定新設奨励金	特定新設奨励金	大規模投資奨励金	—	大規模投資奨励金	現 行	改 正	令和8年3月31日まで	令和13年3月31日まで				
現 行	改 正																		
新設奨励金	新增設奨励金																		
増設奨励金	特定新設奨励金																		
特定新設奨励金	大規模投資奨励金																		
—	大規模投資奨励金																		
現 行	改 正																		
令和8年3月31日まで	令和13年3月31日まで																		

交付要件		交付額				
立地 地域	投下固定資産額 (土地代は除く)	①増加 従業員数	②市内 発注率	交付率		限度額
				土地	建物 設備	
市内 全域	5千万円以上 (大企業1億円以上)	①減員なし、かつ ②50%未満	—	3%	1億円	
		①1~9人、または ②50%以上80%未満	—	4%	3億円	
		①10人以上、または ②80%以上、または ①1~9人かつ ②50%以上80%未満	—	5%	5億円	

## (2) 特定新設奨励金

特定の地区に工場等を新設する交付要件を満たす事業者に対し、投下固定資産に係る奨励金を交付するもの。また、増加従業員数に加え市内発注率を勘案し交付率及び交付限度額を決定するよう改正を行う。

交付要件		交付額				
立地 地域	投下固定資産額 (土地代は除く)	①増加 従業員数	②市内 発注率	交付率		限度額
				土地	建物 設備	
工業 準工業	5千万円以上 (大企業1億円以上)		新增設奨励金に同じ	5%	3%	1億円
				20%	4%	3億円
四倉 工専					5%	5億円

## (3) 大規模投資奨励金

特定の地区に工場等を新增設する、交付要件を満たす事業者に対し、奨励金を交付するもの。

交付要件			交付額		
立地地域	投下固定資産額 (土地代は除く)	増加従業員数	交付率		限度額
			土地	建物 設備	
工業 準工業 四倉 工専	50億円以上	10人以上	—	—	5億円 (定額)

※ 立地地域：工業＝工業地域、準工業＝準工業地域

四倉＝四倉中核工業団地、工専＝工業専用地域

(施行日 令和8年4月1日)

摘要	○ 市内発注率 投下固定資産総額に対する市内企業に発注する工場等の新設又は増設に要する額の割合
----	--

議案番号	第23号	所属部課名	都市建設部 公園緑地課
案件名	いわき市都市公園条例の改正について		

都市公園の占用に係る使用料について、いわき市道路占用料条例に基づく市道の占用料の改定に準じて、同様に改定する等のため、所要の改正を行うもの。

## ( 改 正 内 容 )

## 1 使用料の改正（別表第3（第10条関係）関係）

占用物件	単位	現 行	改 正
第1種電柱	1本につき1年	480円	570円
第2種電柱		730円	880円
第3種電柱		990円	1,200円
第1種電話柱		430円	510円
第2種電話柱		680円	820円
第3種電話柱		940円	1,100円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	5円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円	1,000円
郵便差出箱及び信書便差出箱		360円	430円
送電塔その他これに類するもの	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	850円	1,000円
水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1mにつき1年		
外径が0.07m未満のもの		18円	22円
外径が0.07m以上0.1m未満のもの		26円	31円
外径が0.1m以上0.15m未満のもの		38円	46円
外径が0.15m以上0.2m未満のもの		51円	61円
外径が0.2m以上0.3m未満のもの		77円	92円
外径が0.3m以上0.4m未満のもの		100円	120円
外径が0.4m以上0.7m未満のもの		180円	220円
外径が0.7m以上1m未満のもの		260円	310円
外径が1m以上のもの		510円	610円

## 2 使用料の徴収の改正（第14条関係）

現 行	改 正
許可の際に徴収する	前納とする

(施行日 令和8年4月1日)

摘要	
----	--

議案番号	第 2 4 号	所属部課名	土木部 維持保全課																																																					
案 件 名	いわき市道路占用料条例の改正について																																																							
	<p>令和 7 年 12 月 26 日に道路法施行令の一部が改正され、国道における占用料の額が改定されることから、国道の取扱いに準じて市道における占用料を改定するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 主 な 改 正 内 容 )</p> <p>○ 占用料の改正（別表（第 2 条関係）関係）</p>																																																							
主 な 内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単 位</th> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 種電柱</td> <td rowspan="7">1 本につき 1 年</td> <td>480 円</td> <td>570 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 種電柱</td> <td>730 円</td> <td>880 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 種電柱</td> <td>990 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>第 1 種電話柱</td> <td>430 円</td> <td>510 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 種電話柱</td> <td>680 円</td> <td>820 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 種電話柱</td> <td>940 円</td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>43 円</td> <td>51 円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ 1 m につき 1 年</td> <td>4 円</td> <td>5 円</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1 個につき 1 年</td> <td>420 円</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積 1 m<sup>2</sup> に つき 1 年</td> <td>260 円</td> <td>310 円</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所</td> <td rowspan="2">1 個につき 1 年</td> <td>850 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td>360 円</td> <td>430 円</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積 1 m<sup>2</sup> に つき 1 年</td> <td>870 円</td> <td>900 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占用面積 1 m<sup>2</sup> に つき 1 年</td> <td>850 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			占用物件	単 位	現 行	改 正	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	480 円	570 円	第 2 種電柱	730 円	880 円	第 3 種電柱	990 円	1,200 円	第 1 種電話柱	430 円	510 円	第 2 種電話柱	680 円	820 円	第 3 種電話柱	940 円	1,100 円	その他の柱類	43 円	51 円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 m につき 1 年	4 円	5 円	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	420 円	500 円	地下に設ける変圧器	占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	260 円	310 円	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1 個につき 1 年	850 円	1,000 円	郵便差出箱及び信書便差出箱	360 円	430 円	広告塔	表示面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	870 円	900 円	その他のもの	占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	850 円	1,000 円
占用物件	単 位	現 行	改 正																																																					
第 1 種電柱	1 本につき 1 年	480 円	570 円																																																					
第 2 種電柱		730 円	880 円																																																					
第 3 種電柱		990 円	1,200 円																																																					
第 1 種電話柱		430 円	510 円																																																					
第 2 種電話柱		680 円	820 円																																																					
第 3 種電話柱		940 円	1,100 円																																																					
その他の柱類		43 円	51 円																																																					
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 m につき 1 年	4 円	5 円																																																					
路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	420 円	500 円																																																					
地下に設ける変圧器	占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	260 円	310 円																																																					
変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1 個につき 1 年	850 円	1,000 円																																																					
郵便差出箱及び信書便差出箱		360 円	430 円																																																					
広告塔	表示面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	870 円	900 円																																																					
その他のもの	占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	850 円	1,000 円																																																					
	( 施行日 令和 8 年 4 月 1 日 )																																																							
摘要																																																								

議案番号	第 2 5 号～第 3 4 号	所属部課名	財政部	財政課
案 件 名	令和 7 年度いわき市補正予算			
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 7 年度いわき市一般会計補正予算（第 8 号）</li> <li>・ 令和 7 年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）</li> <li>・ 令和 7 年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）</li> <li>・ 令和 7 年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）</li> <li>・ 令和 7 年度いわき市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）</li> <li>・ 令和 7 年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）</li> <li>・ 令和 7 年度いわき市水道事業会計補正予算（第 4 号）</li> <li>・ 令和 7 年度いわき市病院事業会計補正予算（第 4 号）</li> <li>・ 令和 7 年度いわき市下水道事業会計補正予算（第 4 号）</li> <li>・ 令和 7 年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）</li> </ul>			
摘要	<p>○ 主な内容は別紙</p>			
要				

議案番号	第35号～第55号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和8年度いわき市予算			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年度いわき市一般会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市介護保険特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市卸売市場事業特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市競輪事業特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市川部財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市磐崎財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市澤渡財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市田人財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市川前財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市水道事業会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市工業用水道事業会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市病院事業会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市下水道事業会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市地域汚水処理事業会計予算</li> <li>・ 令和8年度いわき市農業集落排水事業会計予算</li> </ul>			
摘要	<p>○ 主な内容は別紙</p>			
要				

議案番号	第 5 6 号	所属部課名	教育委員会	学校支援課									
案 件 名	工事請負契約の変更について												
主 な 内 容	<p>「いわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事」</p> <p>令和 7 年いわき市議会 6 月定例会議案第17号（工事請負契約）及び令和 7 年いわき市議会10月定例会議案第41号（工事請負契約の変更）で議決された本工事について、断熱性確保に係る追加工事が必要となることから、契約金額及び工期を変更するもの。</p> <p style="text-align: center;">( 変 更 内 容 )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約金額</td> <td>金 744, 898, 000円</td> <td>金 907, 918, 000円</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>議会の議決を経た日の翌日 から 令和 8 年 7 月 31 日まで</td> <td>議会の議決を経た日の翌日 から 令和 9 年 2 月 26 日まで</td> </tr> </tbody> </table>				契約内容	変 更 前	変 更 後	契約金額	金 744, 898, 000円	金 907, 918, 000円	工 期	議会の議決を経た日の翌日 から 令和 8 年 7 月 31 日まで	議会の議決を経た日の翌日 から 令和 9 年 2 月 26 日まで
契約内容	変 更 前	変 更 後											
契約金額	金 744, 898, 000円	金 907, 918, 000円											
工 期	議会の議決を経た日の翌日 から 令和 8 年 7 月 31 日まで	議会の議決を経た日の翌日 から 令和 9 年 2 月 26 日まで											
摘 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約の相手方            内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事            堀江・山木特定建設工事共同企業体            代表者 いわき市平字尼子町60番地の 1            堀江工業株式会社            代表取締役社長 長谷川 浩一            構成員 いわき市平谷川瀬三丁目 1 番地の 4            山木工業株式会社            代表取締役 片桐 剛寿         </li> <li>○ 工事概要            軀体の老朽化対策や内外装の更新などの長寿命化改修工事を行うもの。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構 造 鉄筋コンクリート造 4 階建て</li> <li>・ 延床面積 5, 203 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> </ul>												

議案番号	第 5 7 号	所属部課名	教育委員会	学校支援課									
案 件 名	工事請負契約の変更について												
	<p>「いわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修機械設備工事」</p> <p>本工事について、空気調和設備に係る追加工事等が必要となることから、契約金額及び工期を変更するもの。</p> <p>( 変 更 内 容 )</p>												
主 な 内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約内容</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約金額</td><td>金 133, 276, 000円</td><td>金 153, 406, 000円</td></tr> <tr> <td>工 期</td><td>令和 7 年 4 月 18 日 から 令和 8 年 7 月 31 日 まで</td><td>令和 7 年 4 月 18 日 から 令和 9 年 2 月 26 日 まで</td></tr> </tbody> </table>				契約内容	変 更 前	変 更 後	契約金額	金 133, 276, 000円	金 153, 406, 000円	工 期	令和 7 年 4 月 18 日 から 令和 8 年 7 月 31 日 まで	令和 7 年 4 月 18 日 から 令和 9 年 2 月 26 日 まで
契約内容	変 更 前	変 更 後											
契約金額	金 133, 276, 000円	金 153, 406, 000円											
工 期	令和 7 年 4 月 18 日 から 令和 8 年 7 月 31 日 まで	令和 7 年 4 月 18 日 から 令和 9 年 2 月 26 日 まで											
摘 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約の相手方 いわき市常磐白鳥町壱丁田 2 番地の 1 三共設備株式会社 代表取締役 松 原 兼 一</li> <li>○ 工事概要 機械設備の老朽化対策や更新などの長寿命化改修工事に伴うもの。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構 造 鉄筋コンクリート造 4 階建て</li> <li>・ 延床面積 5, 203 m<sup>2</sup></li> </ul>												



議案番号	第 5 9 号	所属部課名	土木部	維持保全課						
案 件 名	事業委託契約の変更について									
主 な 内 容	<p>「常磐線湯本構内湯本こ線橋（人）補修工事委託」</p> <p>令和 6 年いわき市議会 6 月定例会議案第15号（事業委託契約）及び令和 7 年いわき市議会12月定例会議案第18号（事業委託契約の変更）で議決された本件について、清算に伴い契約金額を変更するもの。</p> <p style="text-align: center;">( 変 更 内 容 )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">契約内容</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変 更 前</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">契約金額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">金 215, 930, 000円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">金 215, 159, 329円</td> </tr> </tbody> </table>				契約内容	変 更 前	変 更 後	契約金額	金 215, 930, 000円	金 215, 159, 329円
契約内容	変 更 前	変 更 後								
契約金額	金 215, 930, 000円	金 215, 159, 329円								
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約の相手方 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 4 番 47 号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員水戸支社長 下 山 貴 史</li> <li>○ 契約期間 議会の議決を経た日の翌日（令和 6 年 6 月 21 日）から 令和 8 年 3 月 31 日まで</li> <li>○ 委託概要 老朽化した歩道橋常磐線湯本構内湯本こ線橋（人）を補修するため、 鉄道事業者である東日本旅客鉄道株式会社に補修工事を委託するもの。</li> <li>• 歩道橋補修工 延長 L = 58.1 m 、幅員 W = 3.6 m</li> </ul>									

議案番号	第 6 0 号	所属部課名	生活環境部 資源循環推進課															
案 件 名	財産取得について																	
主 な 内 容	<p>「最終処分場整備事業用地」</p> <p>最終処分場を建設するため、その整備用地を取得するもの。</p> <p>1 物 件 の 所 在 いわき市山田町上ノ沢34番3 外37筆      2 種 別 土地（田、原野、山林）      3 地 積 56,748.72平方メートル      4 取 得 價 格 金60,696,933円      5 取 得 の 目 的 最終処分場整備事業用地      6 取 得 の 方 法 隨意契約      7 契 約 の 相 手 [REDACTED]  [REDACTED] 外14名</p>																	
摘 要	<p>○取得用地の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>筆 数</th> <th>面 積 ( m<sup>2</sup> )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>18</td> <td>25,940.67</td> </tr> <tr> <td>原 野</td> <td>9</td> <td>4,638.22</td> </tr> <tr> <td>山 林</td> <td>11</td> <td>26,169.83</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38</td> <td>56,748.72</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 事業用地の全体面積は218,861.52平方メートル</p>			地目	筆 数	面 積 ( m <sup>2</sup> )	田	18	25,940.67	原 野	9	4,638.22	山 林	11	26,169.83	計	38	56,748.72
地目	筆 数	面 積 ( m <sup>2</sup> )																
田	18	25,940.67																
原 野	9	4,638.22																
山 林	11	26,169.83																
計	38	56,748.72																

議案番号	第 6 1 号	所属部課名	土木部	維持保全課						
案 件 名	市道路線の認定及び変更について									
主 な 内 容	<p>開発行為及び小名浜道路建設等に伴い、市道路線の認定及び変更の必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 新たに認定する路線            路 線 数 岸前13号線 外10路線            延 長 1,957.9m</p> <p>2 認定を変更する路線            路 線 数 上・石脇線 外3路線  <table border="0"> <tr> <td>一部延伸するもの</td> <td>1 路線</td> <td>150.0m</td> </tr> <tr> <td>一部廃止するもの</td> <td>3 路線</td> <td>876.0m</td> </tr> </table> <span style="float: right;">726.0m の減</span> </p>				一部延伸するもの	1 路線	150.0m	一部廃止するもの	3 路線	876.0m
一部延伸するもの	1 路線	150.0m								
一部廃止するもの	3 路線	876.0m								
摘要										
要										

議案番号	第 6 2 号	所属部課名	土木部	維持保全課
案 件 名	市道路線の廃止について			
主 な 内 容	<p>農地整備事業等に伴い、市道路線の廃止の必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>○ 認定を廃止する路線 路 線 数 寺前・大中島線 外 6 路線 延 長 3,728.7 m</p>			
摘要				
要				

議案番号	第 6 3 号	所属部課名	総務部	人材育成支援課
案 件 名	包括外部監査契約の締結に関する件について			
主な内容	<p>包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 業 約 の 目 的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告      2 業 約 の 始 期 令和8年4月1日      3 業 約 金 額 金12,900,000円を上限とする額      4 費用の支払方法 契約の定めるところによる      5 業 約 の 相 手 方 住所 いわき市中央台飯野四丁目20番地の6                               氏名 鈴木俊彦                               資格 公認会計士</p>			
摘要	<p>○ 地方自治法（抜粋）      （包括外部監査契約の締結）</p> <p>第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p> <p>1 都道府県  <u>2 政令で定める市</u></p> <p>※ 政令で定める市（指定都市及び中核市）</p>			

報告番号	第1号	所属部課名	土木部 維持保全課								
案件名	専決処分の報告について										
主な内容	<p>地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>令和8年1月3日、いわき市小名浜字中坪58番地先の市道船引場・下町線において、道路管理瑕疵により発生した物損事故に係る損害賠償額の決定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th><th>相手方</th><th>損害賠償額</th><th>専決処分年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物損事故</td><td>[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 氏</td><td>金230,254円</td><td>令和8年2月6日</td></tr> </tbody> </table>			事故の種類	相手方	損害賠償額	専決処分年月日	物損事故	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 氏	金230,254円	令和8年2月6日
事故の種類	相手方	損害賠償額	専決処分年月日								
物損事故	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 氏	金230,254円	令和8年2月6日								
摘要要	<p>○ 事故の状況等</p> <p>令和8年1月3日午前10時頃、被害車両が市道船引場・下町線沿いの民地駐車場へ進入する際、集水溝の縞鋼板蓋が跳ね上がり、車両下部のガソリンタンクを損傷したもの。</p>										

報告番号	第2号	所属部課名	産業振興部	産業みらい課
案件名	債権放棄の報告について			
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第4号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 工場等立地奨励金返還金      2 放棄する金額 金16,460,000円      3 放棄件数 1件      4 放棄年月日 令和7年12月12日</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第4号（抜粋）                     <p>第11条に規定する強制執行等の措置又は第13条に規定する債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。</p> </li> </ul>			
要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放棄する債権の概要                     <p>債務者が経営する企業の業績不振等により徴収見込みがない工場等立地奨励金返還金の未収債権。</p> </li> </ul>			

報告番号	第2号	所属部課名	医療センター事務局 医事課
案件名	債権放棄の報告について		
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 市立病院診療料等      2 放棄する金額 金51,652,074円      3 放棄件数 768件      4 放棄年月日 令和7年12月22日</p>		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）          私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要          令和7年11月30日時点で時効期間が満了している徴収見込みがない市立病院事業における入院・外来収益、室料差額、診断書料及び診療材料等の未収債権。</li> </ul>		

報告番号	第2号	所属部課名	水道局	営業課
案件名	債権放棄の報告について			
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 水道料金      2 放棄する金額 金5,783,843円      3 放棄件数 421件      4 放棄年月日 令和7年12月23日</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）            私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要            令和7年3月31日時点で時効期間が満了している徴収見込みがない水道料金の未収債権。</li> </ul>			

報告番号	第2号	所属部課名	総合政策部 創生推進課
案件名	債権放棄の報告について		
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第2号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 U I J ターン支援事業移住支援金返還金      2 放棄する金額 金600,000円      3 放棄件数 1件      4 放棄年月日 令和7年12月23日</p>		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第2号（抜粋）            破産法、会社更生法その他法令の規定により債務者がその責任を免れたと認められるとき。</li> </ul>		
要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放棄する債権の概要            破産法の規定により債務者がその責任を免れたと認められるU I J ターン支援事業移住支援金返還金の未収債権。</li> </ul>		

報告番号	第2号	所属部課名	こどもみらい部 こども家庭課
案件名	債権放棄の報告について		
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第2号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 母子父子寡婦福祉資金貸付金      2 放棄する金額 金1,176,840円      3 放棄件数 4件      4 放棄年月日 令和7年12月24日</p>		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第2号（抜粋）          破産法、会社更生法その他法令の規定により債務者がその責任を免れたと認められるとき。</li> </ul>		
要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放棄する債権の概要          破産法の規定により債務者がその責任を免れたと認められる母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収債権。</li> </ul>		

報告番号	第2号	所属部課名	教育委員会	学校支援課
案件名	債権放棄の報告について			
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 学校給食納付金      2 放棄する金額 金105,897円      3 放棄件数 2件      4 放棄年月日 令和8年1月9日</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）            私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要            令和7年3月31日時点で時効期間が満了している徴収見込みがない学校給食納付金の未収債権。</li> </ul>			

報告番号	第2号	所属部課名	土木部	住宅営繕課
案件名	債権放棄の報告について			
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 公営住宅使用料等      2 放棄する金額 金83,770円      3 放棄件数 3件      4 放棄年月日 令和8年1月13日</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）            私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徵収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要            令和7年11月30日時点で時効期間が満了している徵収見込みがない公営住宅使用料、その他の住宅使用料及び公営住宅駐車場使用料の未収債権。</li> </ul>			

議案番号	第 号～第 号	所属部課名	財政部 施設マネジメント課
案 件 名	常磐湯本財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)		
主な内容	常磐湯本財産区管理委員 7人のうち、4人の任期が令和 8年 3月 31日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市常磐湯本財産区管理条例第 3 条の規定により、議会の同意を求めるもの。		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員定数 7人</li> <li>・ 任 期 4年</li> </ul>		

議案番号	第 号～第 号	所属部課名	農林水産部 林業振興課
案 件 名	川部財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)		
主な内容	川部財産区管理委員 7人のうち、2人の任期が令和 8年 3月 12日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市川部財産区管理条例第 3 条の規定により、議会の同意を求めるもの。		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員定数 7人</li> <li>・ 任 期 4年</li> </ul>		

議案番号	第 号	所属部課名	農林水産部 林業振興課
案 件 名	澤渡財産区管理委員選任の同意を求めることについて (追加提案予定)		
主な内容	澤渡財産区管理委員 7人のうち、1人の任期が令和 8年 6月 22日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市澤渡財産区管理条例第 3 条の規定により、議会の同意を求めるもの。		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員定数 7人</li> <li>・ 任 期 4年</li> </ul>		